

真庭北部クリーンセンター稼働停止に伴う清掃等業務

仕 様 書

## 第1章 共通事項

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、『真庭北部クリーンセンター稼働停止に伴う清掃等業務』の基本的内容に基づいたものであり、本仕様書に明記されていない事項でも当然必要と思われるものについては本市監督員（以下「監督員」とする。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

### 1.2 業務名

真庭北部クリーンセンター稼働停止に伴う清掃等業務

### 1.3 業務場所

岡山県真庭市蒜山初和592-1 真庭北部クリーンセンター

### 1.4 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

### 1.5 業務内容

第2章を参照のこと。

### 1.6 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令・省令・規則・細則・通知・通達条例等を遵守しなければならない。

### 1.7 一括委任又は一括下請負の禁止

受託者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

### 1.8 疑義

受託者は、本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、担当課と十分な打ち合わせ、また協議を行い、業務に支障のないよう努めなければならない。

### 1.9 守秘義務

受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また成果品を他人に閲覧、複写させ、または譲渡してはならない。

### 1.10 官公署その他への手続き

必要とされる届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、代行するものとする。また、これらに要する費用等は受託者の負担とする。

### 1.11 養生その他

履行済み部分、各所機器、材料等で損傷または汚染のあるものは、適切な方法で養生をして作業を行うこと。また、履行期間中は現場での整理、整頓に努め適正な作業環境を保持すること。

### 1.12 業務用電力等

本業務の履行に必要な電力、用水等は原則として本市が支給する。使用に際しては監督員の指示に従い、真庭北部クリーンセンターの運転管理等に支障のないよう十分注意すること。

#### 1.13 発生するごみの処理

本業務の履行にあたり発生するごみは、本市で手配したごみ運搬車に積み込み貯留する。処分については本市で行うものとする。

#### 1.14 検査

本業務履行はあらかじめ監督員の指示した工程に達した時、監督員の検査を受けて承認を得た後に次の工程に移行すること。また、完了後に監督員または市検査員の指示するとおり検査を受けること。

#### 1.15 その他

(1)受託者は、本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、発注者の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに原状復帰を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(2)受託者は、本業務にあたり災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法および労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう努めなければならない。

(3)事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を発注者に報告しなければならない。

(4)提出書類等は、別紙参照のこと。

## 第2章 業務内容 (別添、図面参照)

### 2.1 閉鎖に伴う業務概要

本仕様書は、『真庭北部クリーンセンター稼働停止に伴う清掃等業務』に適用する。

### 2.2 委託内容

委託業務の範囲及び内容は、下記のとおりとします。

区 分	業務内容										
1	<p>ごみピット清掃業務</p> <p>① ピット内に残ったごみをごみ袋に詰めた後、そのごみ袋をフルコン詰めしプラットホームへ荷揚。フレコンからごみ袋を出して、本市が用意したパッカー車へ積込。 *ピット残留ごみは、底部から約30cm=11.5m<sup>3</sup>を想定。</p> <p>② ごみピット壁凹凸部の堆積物の除去。</p> <p>③ 上記気吹清掃及び堆積物除去で発生した物の袋詰め、パッカー車までの積込。</p> <p>④ 高圧洗浄機にて、届く範囲でごみピット壁の洗浄。</p> <p>⑤ 高圧洗浄機にて、ごみピット床を洗浄。</p> <p>⑥ 洗浄水はスクレーパ等を使用し、ピット汚水槽まで流し込み。 *パッカー車に積込みしたごみは、本市にてクリーンセンターまにわへ運搬する。 *ピット汚水槽内の汚水はバキューム車で抜き取り清掃すること。</p>										
2	<p>焼却設備灰出清掃業務</p>										
2-1	<p>・焼却設備清掃</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 焼却炉内部</td> <td style="width: 50%;">⑥ 煙突底部</td> </tr> <tr> <td>② 各炉下シュート</td> <td>⑦ 各種灰コンベヤ・ダストコンベヤ</td> </tr> <tr> <td>③ ガス冷却室室内部</td> <td>⑧ ダストサイロ・消石灰サイロ</td> </tr> <tr> <td>④ 通風設備・煙道各所</td> <td>⑨ 混錬機・灰バンカ・固化物バンカ</td> </tr> <tr> <td>⑤ バグフィルタホッパー・切替ダンパー</td> <td>⑩ 場内清掃 (場内ブロワ実施なし)</td> </tr> </table> <p>*主灰については、灰バンカまで搬送し、本市が用意したトラックへ積み込みする。 *飛灰については、ダストサイロまで搬送すること。</p>	① 焼却炉内部	⑥ 煙突底部	② 各炉下シュート	⑦ 各種灰コンベヤ・ダストコンベヤ	③ ガス冷却室室内部	⑧ ダストサイロ・消石灰サイロ	④ 通風設備・煙道各所	⑨ 混錬機・灰バンカ・固化物バンカ	⑤ バグフィルタホッパー・切替ダンパー	⑩ 場内清掃 (場内ブロワ実施なし)
① 焼却炉内部	⑥ 煙突底部										
② 各炉下シュート	⑦ 各種灰コンベヤ・ダストコンベヤ										
③ ガス冷却室室内部	⑧ ダストサイロ・消石灰サイロ										
④ 通風設備・煙道各所	⑨ 混錬機・灰バンカ・固化物バンカ										
⑤ バグフィルタホッパー・切替ダンパー	⑩ 場内清掃 (場内ブロワ実施なし)										
2-2	<p>ろ過塔ろ剤抜き取り</p> <p>・ろ過塔から、ろ剤を除去し内部洗浄を行うこと。 *ろ剤の処分については、受注者において適正に処分すること。</p>										
2-3	<p>ストックヤード灰清掃</p> <p>・場内ストックヤードに貯留してある灰は本市にて処分。その後、ストックヤードの床を洗浄、また壁やH鋼については脚立等を使用し、手の届く範囲で洗浄を行うこと。</p>										
3	<p>作動油抜き取り業務</p>										
3-1	<p>①重油タンク内部抜き取り及び洗浄</p> <p>・タンク内部の重油を抜き取り、内部を洗浄する。 *ドラム缶は受注者で準備すること。抜き取り量は、現地で確認すること。</p>										
3-2	<p>②廃油処理</p> <p>・以下の①～③の設備から、本市が抜き取った廃油および上記重油タンクから抜き取った廃油の処理を行うこと。ドラム缶は受注者にて準備すること。 また、①～③の抜き取りに使用するオイルポンプを準備し、本市へ貸与すること。</p> <p>① 油圧ユニット×4 (燃焼設備×2、バンカ×2)</p> <p>② シリンダー残油 (乾燥、燃焼、給塵、ダンピング、投入ゲート)</p> <p>③ 缶プレス機</p> <p>④ 上記、重油タンクから抜き取った重油</p>										



5-3	・電気配線工事
	<p>下記、負荷の電気配線工事を行うこと。 屋外配線に関しては、別紙『電線敷設配置図』を参照し、埋設・転がしの仕様で行うこと。</p> <p>*埋設工事は休日に行い、休日明けは埋設箇所をトラックが通れる様に養生すること。養生が出来ない場合は、一旦埋め戻しを行うこと。</p> <p>① 生活排水移送ポンプ・・・電線更新（中継ボックス接続） ② 曝気ブロウ・・・電線更新（AC100Vコンセント接続） ③ 給水操作盤・・・電線更新 ④ 消火ポンプ制御盤・・・電線更新 ⑤ 新設計量室 照明・コンセント・エアコン・・・電線更新（分岐接続） ⑥ 新事務所 照明・コンセント・エアコン・・・電線再利用（分岐接続） ⑦ ポンプ室 照明・コンセント・・・電線更新（分岐接続） ⑧ 車庫 照明・コンセント・・・電線更新（分岐接続） ⑨ 引込メータ盤～配電盤・・・新規電線 ⑩ 配電盤～休憩棟分電盤・・・新規電線 ⑪ 洗車操作盤・・・新規電線 ⑫ 新設建物 照明・コンセント・・・新規電線</p>
5-4	・電力申請
	電力使用申請を行うこと。
5-5	・既設事務所エアコン
	既設事務所のエアコンを取り外し、新事務所（既設休憩棟）へ移設すること。
6	計量室移設業務
6-1	<p>・計量室の移設（図面参照）に伴い、下記の室内音声通話装置等を設置すること。 但し、解体工事足場等で設置出来ない部品があれば、受注者との協議により、可能な限り配線等を行い、足場等撤去後に使用可能な状態にすること。</p> <p>① メニューボードスピーカー 2台 ② 通話マイク MD-2B 1台 ③ DT双方向アンプ AP104W（現行） 1台 ④ マイク付きヘッドセット MT-3MF 1台 ⑤ QRコードリーダー QK30-U（株）デンソーウェーブ 1台 ⑥ 取付金具 他部材（スピーカーマイク等取付用支柱・箱、配線類等） 1組</p>
6-2	<p>・計量室の移設（図面参照）に伴い、下記の既設室内の計量装置を新設計量室内に移設すること。 トラックスケールの和算箱から指示計までの信号線（2次ケーブル）を購入し使用すること。取付金具類について再利用出来ないものは購入すること。</p> <p>① QRコードリーダー（既設品） 1台 ② 重量表示用モニター（既設品） 1台 ③ 計量伝票発行プリンター（既設品） 1台 ④ 無停電電源（既設品） 1台 ⑤ パソコン（既設品） 1台 ⑥ 指示計収納BOX（既設品） 1台 ⑦ 取付金具 他部材（購入） 1組</p> <p>*ケーブル類について再利用出来ないものは購入すること。 計量確認作業を行う。 計量室とトラックスケール間の電線は埋設にすること。</p>

## 2.3 安全対策

本業務の作業実施にあたっては下記のことに留意し、作業を行うこと。

清掃業務にあたっては、（基発0110第1号）「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等各関係法令に準じて計画、実施すること。

高所作業及び溶接作業、電気工事にあつては、有資格者及び安全教育受講者であることを確認し、有資格者の選任を行い本業務の履行にあたる。

### 2.3-1 管理区分と保護具の選定

作業状況環境評価基準に準じた管理区分の決定は本市で実施している「空气中のダイオキシン類濃度測定結果」を参考値とし、作業従事者の曝露防止健康管理に十分配慮すること。

### 2.3-2 作業実施計画及び管理

#### 1) 主任技術者の配置

主任技術者は「特定化学物質等作業主任者」又は「ダイオキシン類業務に係わる作業指揮者」の資格者を選任して作業実施日に常駐し、本業務を履行すること。

#### 2) 現場作業従事者の教育

- ・「ダイオキシン類」についての周知教育。
- ・保護具の選定、使用方法及び保守点検等管理に関する教育。
- ・エアラインマスク等の使用時のエア供給源の管理に関する教育。
- ・作業従事者の健康管理に関する教育。

## 第3章 その他事項

### 3.1 業務管理および工程

主任技術者は、委託業務履行の期間中、工程及び現場管理を適切に行うこと。また本業務期間中に解体工事の業者も施工するため工程等は事前に監督員および解体業者監督員と協議して決定すること。

### 3.2 見積書提出留意事項

見積書の作成にあたっては、専門業者の立場でよく内容を検討すること。

### 3.3 提出書類

別紙参照すること。

別紙 提出書類  
(契約に関する書類は別とする。)

1. 着手前に提出する書類

- |             |    |
|-------------|----|
| (1) 委託業務着手届 | 1部 |
| (2) 委託業務工程表 | 1部 |

委託業務工程表を作成して監督員の承認を得ること。  
作業工程をやむなく変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承認を受けるものとする。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (3) 現場代理人及び主任技術者届 |  |
|-------------------|--|

2. 完了後に提出する書類

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 委託作業完了報告書 | 1部 |
| (2) 監督日誌      | 1部 |
| (3) 委託業務写真帳   | 1部 |

委託業務に関する写真を工程ごとにカラー撮影のうえ写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。  
撮影に際しては、委託用黒板にて表示すること。

- |             |    |
|-------------|----|
| (4) 委託業務完了届 | 1部 |
|-------------|----|

3. その他、監督員の指示するもの。